

「福島第一原子力発電所第1～4号機に対する「中期的安全確保の考え方」に基づく施設運営計画に係る報告書」の補正内容について

1. 固体廃棄物貯蔵庫内に保管しているドラム缶等の一部を固体廃棄物貯蔵庫外のドラム缶等仮設保管設備へ仮置きする

- (1)ドラム缶等仮設保管設備の保管エリア境界においては、保管するドラム缶等に起因する保管エリア境界線量率が法令で定められた管理区域の設定基準線量(1.3mSv/3ヶ月(2.6μSv/h)以下)を満足するように、保管物の線量制限や保管エリアの区画範囲を設定する。ただし、バックグラウンド線量の影響を除く。



ドラム缶等仮設保管設備イメージ

- ・大きさ 幅約13m、奥行約39m、高さ約6m
- ・仮置きするドラム缶は表面線量率0.1mSv/h以下
- ・3段に積み重ねて設置したドラム缶については、転倒防止対策を実施

- (2)固体廃棄物貯蔵庫に瓦礫等を一時保管した場合には、固体廃棄物貯蔵庫建屋表面またはエリア境界で管理区域の設定基準線量を満足するよう運用管理を実施する。ただし、バックグラウンド線量の影響を除く。

2. 伐採木一時保管エリアを追加及び拡大する

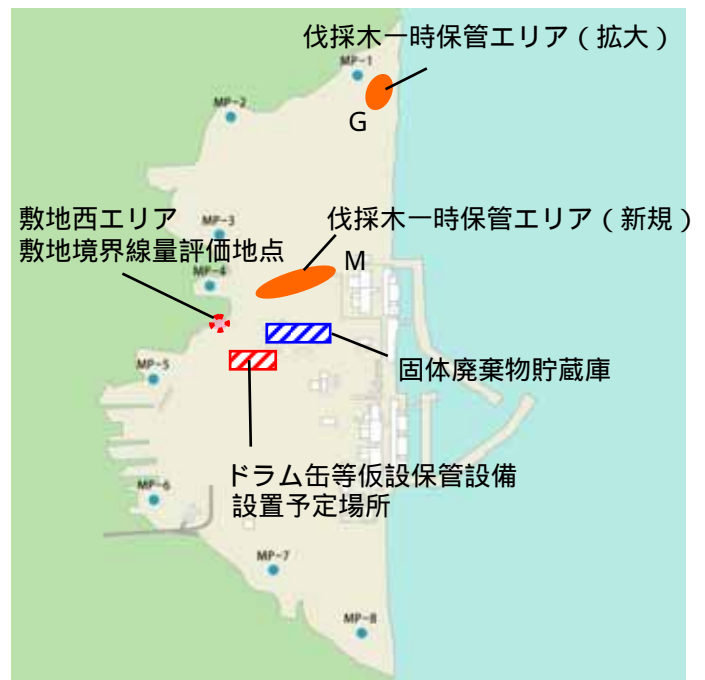
- ・伐採木一時保管エリアの拡大(敷地北エリア)

…右図G参照

- ・伐採木一時保管エリアの追加(敷地西エリア)

…右図M参照

なお、敷地西エリアにおける直接線及びスカイシャイン線の線量は、使用済燃料乾式キャスク仮保管設備に起因する分が年間約0.29mSv、固体廃棄物貯蔵庫に起因する分が年間約0.25mSv、ドラム缶等仮設保管設備に起因する分が年間約0.16mSv、伐採木一時保管エリアに起因する分が年間約0.02mSv、合計年間約0.72mSvである。



配置図